

## 新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項および第 815 条第 3 項第 2 号  
ならびに会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2025 年 7 月 1 日

富士通株式会社  
1FINITY 株式会社

## 新設分割に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号  
富士通株式会社  
代表取締役社長 時田 隆仁

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号  
1FINITY株式会社  
代表取締役社長 森林 正彰

富士通株式会社（以下「当社」という）は、2025年4月24日付の新設分割計画書に基づき、当社が営むフォトニクスシステムおよびモバイルシステム等のネットワークプロダクトの研究・開発・設計・製造・販売・企画・保守・運用事業（以下、「本件事業」という）の権利義務を1FINITY株式会社（以下「新設会社」という）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という）を行いました。

本新設分割に関して当社および新設会社が会社法第811条第1項および第815条第3項第2号、会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2025年7月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過

##### (1) 新設分割の差止請求（会社法施行規則第209条第2号）

本新設分割は簡易分割（会社法第805条）に該当し、同第805条の2但書に定める場合にあたるため、株主には差止請求権が認められません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

本新設分割は簡易分割（会社法第805条）に該当し、同第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

##### (3) 新株予約権買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

当社には会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

##### (4) 債権者保護手続（会社法施行規則第209条第3号）

会社法第810条第2項および第3項の規定に従い、2025年5月19日付の官報において公告するとともに同日から電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、不法行為によって生じた債務の債権者はおりませんので当該債権者に対する各別の催告は行っておりません。

3. 本新設分割により新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、新設分割計画書の定めるところにより、本件事業の権利義務を当社から承継いたしました。承継資産および負債の額（概算）は次のとおりです。

承継資産額 722 億円

承継負債額 31 億円

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上